

紫雲会会則

第1章 総則

第1条 本会は市立札幌旭丘高等学校紫雲会と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、市立札幌旭丘高等学校（以下母校とする）ならびに、会員の隆盛発展を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 会員の親睦
- 2 母校の事業の後援
- 3 その他、本会の目的遂行に必要な事業

第4条 本会は、事務局を母校の同窓会室におく。

第2章 会員

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- 1 正会員 母校卒業生及び母校に在学したことのある者
- 2 特別会員 旧制札幌市立中学校、旧札幌市立第二高等学校の職員ならびに卒業生及び在学したことのある者
- 3 名誉会員 母校現旧職員

第3章 役員

第6条 本会には次の役員をおく。

- 1 名誉会長 1名
- 2 会長 1名
- 3 副会長 若干名
- 4 理事 若干名（そのうち、会計理事2名）
- 5 会計監査 2名
- 6 代表幹事 各期1名
- 7 相談役 若干名
- 8 顧問 若干名

第7条 役員の仕事は次のとおりである。

- 1 会長は本会を代表し、一切の会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、ことあるときはその業務を代行する。
- 3 理事は、会務を協議分担し、事業遂行の任にあたる。
- 4 代表幹事は同期生と事務局の連絡にあたり、必要に応じて会務に参加する。

第8条 役員を選出と任期は次のとおりである。

- 1 名誉会長は、母校の現校長とする。
- 2 会長、副会長は正会員の中から役員会で選出し、総会で承認する。
- 3 理事・会計監査は、正会員のうちから、会長が指名する。
- 4 幹事は各年度卒業の正会員のうちから、各クラス1名を選出し、その中から代表幹事1名を互選する。
- 5 役員の仕事は1年とする。ただし、再選はさまたげない。
- 6 相談役及び顧問は、会の業務の遂行上認められた場合に会長が委嘱する。

第4章 会 議

第9条 本会の会議は、以下とする。

1 総 会

イ 定時総会は、毎年秋に会長が招集するものとし、会務報告、予算・決算の審議及びその他の必要な事項を協議する。

ロ 臨時総会は会長または役員会が必要と認めたとき、または、会員の5分の1以上が会議の目的事項を示してその開会を要求した場合、会長が招集する。

2 役員会

役員会は会長・副会長・理事・会計監査で組織し、事業計画・予算立案その他必要事項を協議し、会の運営にあたる。会長は役員会を招集し、必要と認めた時は、名誉会長・相談役・顧問・幹事・総会実行委員長を呼ぶことができる。

3 総会実行委員会

本会は総会実行委員会をおき、委員長は会長が委嘱することができる。

第10条 総会の決議は、出席会員の過半数の同意を必要とする。

第11条 役員会の決議は、役員過半数が出席し、出席者の過半数の同意を必要とする。

第5章 会 計

第12条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

第13条 正会員は、入会と同時に入会金1,000円、会費3,000円を納入するものとし、また特別な事業を行う場合は、適宜臨時会費を徴収することができる。

第14条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第6章 付 則

第15条 本会則は、昭和36年4月1日より施行する。

第16条 本会則の改正ならびに廃止は、総会の決議を必要とする。

第17条 リコールは総会の3分の2以上の同意による。

(昭和38年7月1日 一部改正)

(昭和43年8月1日 一部改正)

(昭和57年11月5日 一部改正)

(平成2年11月17日 一部改正)

(平成9年11月14日 一部改正)

(平成17年11月26日 一部改正)

(平成18年11月11日 一部改正)

(平成28年11月5日 一部改正)

(平成30年10月20日 一部改正)